

各都道府県民生主管部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長  
（ 公 印 省 略 ）

### 令和 4 年 6 月以降の被用者区分の確認について

児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。）第 1 条の 4 に規定する受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類とは、「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」（平成 16 年 3 月 18 日付け雇児育発第 0318003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知。以下「平成 16 年育成環境課長通知」という。）で示してきたとおりだが、本日児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 60 号）が公布されることに伴い、令和 4 年 6 月 1 日以降の被用者又は被用者等でない者の別（以下「被用者区分」という。）の確認に係る取扱いは以下のとおりとするので、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知についてお願いしたい。

これに伴い、平成 16 年育成環境課長通知は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものである。

### 記

1. 児童手当等（本則給付及び児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。）の各種請求又は届出における被用者区分の確認について
  - (1) 児童手当等の認定の請求及び額の改定の請求においては、その請求者が被用者であり、かつ支給要件児童のうち 3 歳に満たない児童（請求者が一般受給資格者（法第 7 条第 1 項に規定する一般受給資格者のうち、公務員でない者をいう。）又は一般受給者（規則第 2 条第 1 項に規定する一般受給者のうち、公務員でない者をいう。以下同じ。）であるときは、法第 6 条第 1 項第 1 号イに規定する 3 歳に満たない児童をいい、施設等受給資格者（法第 7 条第 2 項に規定する施設等受給資格者をいう。）又は施設等受給者（規則第 2 条第 3 項に規定する施設等受給者をいう。以下同じ。）であるときは、法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する 3 歳に満たない施設入所等児童をいう。以下同じ。）がある場合に限り、被用者である事実を明らかにすることができる書類の添付又は公簿等（認定の請求においては、マイナンバー制度による情報連携を含む。）により被用者区分の確認を行うこと。
  - (2) (1) の一般受給者の被用者区分に変更があった場合には、規則に定める様式第 8 号の届出（以下「変更届」という。）を速やかに市町村長に提出することと

なるが、その際、当該受給者が被用者である事実を明らかにすることができる書類の添付又は公簿等による確認は不要であること。

なお、施設等受給者については、変更届の提出は不要であること。

- (3) 児童手当等の現況の届出が必要な場合においては、受給者が被用者であり、かつ支給要件児童のうち3歳に満たない児童がある場合に限り、被用者である事実を明らかにすることができる書類の添付又は公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)により被用者区分の確認を行うこと。

なお、5月31日までに(2)の届出がない一般受給者については、市町村が管理する受給者情報が最新の状態であることから、当該情報等により被用者区分の確認が可能であると考えられること。

- (4) 上記のほか、別途通知する「児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う現況届の一律の届出義務の廃止等に関する事務取扱いについて」(令和3年9月1日付け府子本第888号内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知)及び「児童手当Q&A集」(内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室)等を参照し、適切に対応すること。

## 2. 受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類について

- (1) 受給資格者が被用者である事実を明らかにすることができる書類として、事業主による被用者年金への加入証明等のほか、次の写しが考えられる。

- ア 健康保険被保険者証
- イ 船員保険被保険者証
- ウ 私立学校教職員共済加入者証
- エ 全国土木建築国民健康保険組合員証
- オ 日本郵政共済組合員証
- カ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る。)
- キ 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

- (2) 健康保険被保険者(健康保険組合に係るものに限る。)については、任意継続被保険者でないことを確認するため、健康保険被保険者証等の写しの余白に勤務先名を記載させること。

- (3) 上記(1)ア~キに掲げるもの以外の被保険者証等は被用者確認が困難であることから、従前のとおり、事業主による被用者年金への加入証明等により確認する必要があること。